

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	生活排水課	整理番号	1-4
許認可等の種類	排水設備施設設置義務の免除に係る許可			
根拠法令条例等・条項	下水道法第10条第1項			
許認可等の概要	公共下水道供用開始後は、下水道に接続する排水設備の設置義務が課せられるが、管理者の許可を受けた場合は、その義務を免除される。			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>* 審査基準未設定</p> <p>公共下水道は全て市町村が管理しており、県が管理する公共下水道がないため。</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	<p>* 標準処理期間未設定</p> <p>公共下水道は全て市町村が管理しており、県が管理する公共下水道がないため。</p>			
期間の制定根拠	—			